

令和2年(2020年)9月23日

市内指定介護サービス事業者 各位

八王子市福祉部高齢者いきいき課

業務管理体制の整備に係る届出の届出先の変更について(通知)

平素より本市福祉行政にご協力いただきありがとうございます。標記の件について、下記のとおり業務管理体制の整備に係る届出の届出先が変更されますので、通知します。

記

1 概要

令和元年介護保険法改正により、指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設の所在地が1つの中核市の区域内にある介護事業者については、**令和3年(2021年)4月1日より**、業務管理体制の整備に係る届出の届出先が当該中核市に変更されます。

2 届出先が八王子市となる事業者(法人)の区分

現行	令和3年(2021年)4月1日から
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、全ての事業所が八王子市内のみに所在する事業者(法人)	指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者(法人)

3 備考

届出先が変更になる場合、介護保険法第115条の32第4項に基づき、事業者が変更前及び変更後の届出先へそれぞれ区分変更を届け出る必要がありますが、今回の変更については、法改正に伴うもののため、届出の提出は不要となります。

(問い合わせ先)

八王子市福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当 金川、安松

電話：042-620-7452

FAX：042-623-6120